

平成21年11月27日

篠山市長 酒井 隆明 様

篠山再生計画推進委員会  
委員長 中川 政和

篠山再生計画（行財政改革編）の進捗状況等にかかる意見・提案について

篠山再生計画（行財政改革編）の進捗状況等について、慎重に審議した結果、  
別紙のとおり意見・提案を行います。

篠山再生計画(行革編)の進捗状況等についての篠山再生計画推進委員会の意見・提案

取組項目等	意見・提案
定員・給与の見直し	時間外勤務の縮減について、変形労働時間制等を活用するなど、具体的な削減策の提示が必要である。
公の施設の見直し	隣保館、公民館などの公の施設の見直し時に、施設としての建物と本来一番大切な中身の事業それぞれについて、関係者も含め十分に議論がなされたのか疑問が残る。他の施設も含め、議論を先延ばしすることなく、本来の目的達成のために、どのような仕組みが必要なのか、今からその検討に取り掛かるべきである。
事務事業の見直し	車いすマラソン大会や陶器まつりをはじめとした各種イベントでは、市職員の出役、その他事務作業等による負担が大きく、開催目的とともに市や市民の関わり方を十分に検証し、イベントの統合・廃止も含め、関係機関と十分に協議して、出役人員の削減など、更なる見直しを行う必要がある。
	兵庫県も財政難であるため、県の行革プランによる影響は今後も考えておく必要がある。
	業務用の設備機器、ソフト、そしてそれらにかかわる維持管理経費など、様々なところに潜む経費削減や自主財源確保の可能性を追求すべきである。 * 市民や職員に負担の少ない形で、経費削減の可能性はある。
自主財源の確保	市税等の徴収率について目標値を達成していない。更なる努力が必要である。
	滞納の状況によっては、法的手続き(差押)を更に実施すべきである。
	徴収業務について情報システムを活用して、情報共有・一元化を行うべきである。また、公課公租のみならず、水道料金、市営住宅家賃、保育料等の公金全般について、一定期間滞納が続いているものを一括して管理徴収する部署を設けることにより、人件費や郵送料などの経費削減が可能となることから検討を行うべきである。
	税等の納付において、本当に困った方の分割納付や相談方法について広報等で周知を行い又、収納対策や福祉の担当部署が連携して効果を上げてもらいたい。
財政収支見直し	平成28年度に財政調整基金が底をつき、余裕がない状況がしばらく続く見込みとなっている中で、平成32年度に計画を達成させるという見通しは、少しリスク管理が不十分である。
	臨時財政対策債が今後どうなるか考慮すべきである。
	どこの自治体よりも財政状況が悪化している中、他の自治体と同様の方法で推計するのではなく、独自の厳しい視点を持つべきである。
その他	「行政サービス一つ一つの価格表」の作成を行い、市民が受けている行政サービスにどれだけのコストがかかって、どれだけの税金を使っているかを市民に理解してもらう必要がある。
	再生計画を出して終わりではいけない。コスト意識を促す情報も含め、市民へもっと啓発し理解してもらう努力が必要である。
	篠山市の水道料金が日本一高くなるのではないかと不安があり、水道事業について、専門家の知恵を借りて「対策委員会」を立ち上げるなど、抜本的な改革を行う必要がある。
	県水道の利用に関して、兵庫県と(料金・水量等について)交渉の余地はないのか。少しでも削減できる項目がないか検討する必要がある。
	夏休み期間中などに空き施設となる給食センターの設備を有効活用して特産品の加工販売を行うなど、発想と視点を変えてみると、様々なアイデアを出したり実現したりすることができるのではないか。楽しく改革、再生していくことも大切である。 民間の手法も取り入れて、より良いやり方を一緒に考えて進めていきたい。
	市民、職員、関係者の方々の努力と連携によって、篠山再生計画が着実に実行されていることを確認した。 一部未達成の項目はあるものの、計画効果額に対して約7千万円増の効果を出したことは評価できる。 今後も、さらなる努力を継続することによって、可能な限り早期に篠山市の再生が達成されることを期待する。

## 篠山再生計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、篠山再生計画の着実な推進を図るため、篠山再生計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 篠山再生計画(行財政改革編)の推進に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募に応募した者のうちから市長が適当と認める者
- (3) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は3年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

3 委員長は、会議の議長となる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策部において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後、最初に第4条の規定により委嘱される委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

## 篠山再生計画推進委員会名簿

平成21年11月27日現在(敬称略)

NO	委員区分	氏名	備考
1	委員	稲沢 克祐	関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科 教授
2	委員	西端 裕子	弁護士
3	副委員長	酒井 加世子	
4	委員	圓増 亮介	
5	委員長	中川 政和	
6	委員	溝畑 好美	
7	委員	菟原 元彦	
8	委員(公募)	土井 正幸	

## 篠山再生計画推進委員会の審議記録

1	開催名	第1回篠山再生計画推進委員会
	開催月日	平成21年10月7日(水)
	開催場所	篠山市役所第2庁舎3階会議室
	審議事項	1. 篠山再生計画(行財政改革編)進捗状況等の報告について 2. 会議録の公開について
2	開催名	第2回篠山再生計画推進委員会
	開催月日	平成21年11月9日(月)
	開催場所	篠山市役所第2庁舎3階会議室
	審議事項	1. 篠山再生計画(行財政改革編)進捗状況等の審議について 2. 篠山再生計画(行財政改革編)進捗状況等の審議についての意見集約